

学生支援について

高等教育局学生・留学生課

【 就 職 指 導 】

新規大学等卒業予定者(※)の就職・採用活動開始時期について

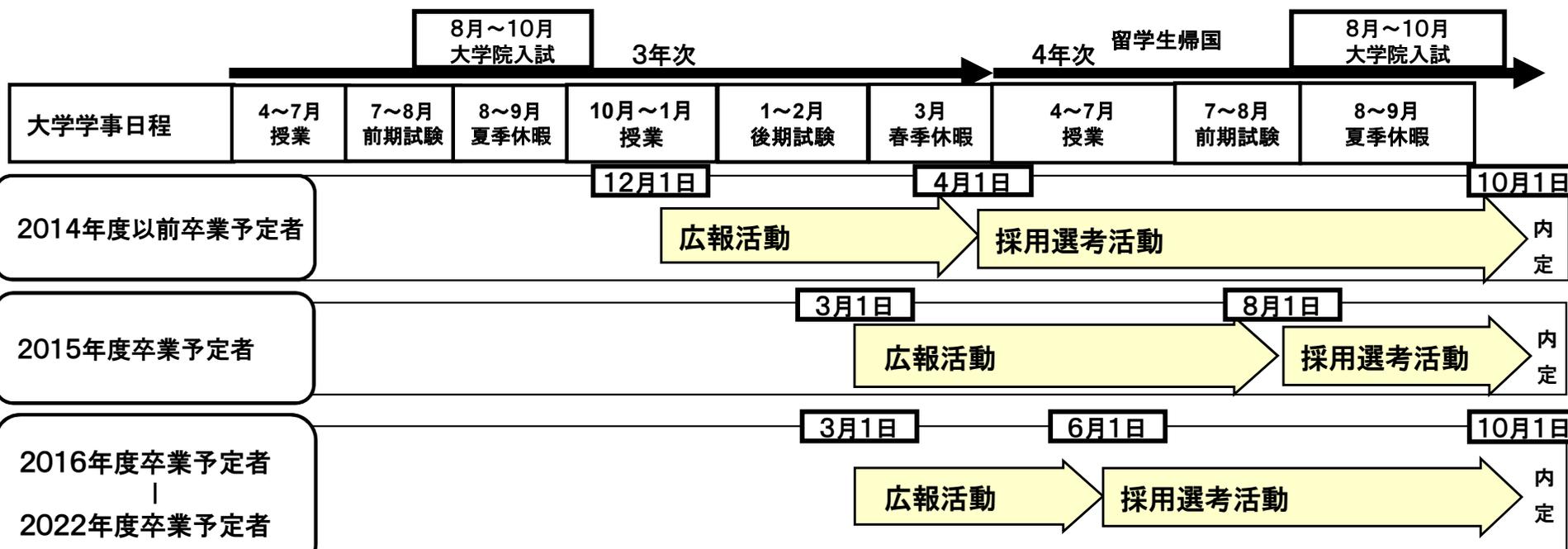
就職・採用活動と学業を巡る問題

(※)4年生大学のほか、大学院(修士)、短期大学、高等専門学校を含む

- 就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される3年次の教育に支障。
- 海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。

- 【2015年度卒業予定者】 **就職・採用活動時期を後ろ倒し** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始8月1日以降)
- 【2016年度卒業予定者】 **採用選考活動開始時期を微調整** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降)
- 【2017年度～2022年度卒業予定者】 **前年度の日程を維持**



来年度改めて検討(これまでもルールは毎年度決定)

※なお、2020年10月に開催された「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、「現時点において、2023年度(2024年3月)に卒業予定の学生の取扱いは、現時点においては、少なくとも現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くないであろうとの認識を共有。また、2024年度(2025年3月)以降の卒業予定の学生の取扱いは今後の経済情勢と企業の採用活動の関係等を見極め、在り方を含め検討を行うことで認識を共有。

※広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。(例)会社説明会

※採用選考活動 : 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。(例)採用面接

就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントについて

事例

- ・食事やデートに執拗に誘われる。
- ・OB訪問等において性的な関係をもちかけられる。
- ・性的な冗談を言われる／性的なからかいを受ける。
- ・個人的連絡先を聞かれる。
- ・社外での面談、社外での待ち合わせを要求される。
- ・異性との交友関係について質問を受ける。
- ・結婚の予定、結婚観について質問を受ける。
- ・個人的内容を含む連絡を受ける。
- ・身体を触られる。

大学における取組事例

- ◆ 就職活動に関するガイダンスやインターンシップに行く前のガイダンス等において、ハラスメントにあった場合は大学へ相談するように伝え、実際に相談があった場合には、大学から企業へ申し入れを行っている。
- ◆ ハラスメントに遭わないよう十分注意して就職活動を行うよう、学生に対して一斉にメールを送信するなど、学生に対して注意を呼び掛けている。
- ◆ OB訪問に関して、ある程度の距離を持つように学生にアドバイスし、不安があるときは大学に連絡するように伝えている。
- ◆ 学生からの相談を受けて、同じ企業の選考を受けている学生に対して注意喚起を行い、未然に被害を防いだ。
- ◆ 学生の希望に沿って企業の間合せ先を紹介し、学生から企業に対し抗議を行った。
- ◆ 企業に申し立てたところ、企業側でも事情を把握し、謝罪の連絡があった。
- ◆ 面接官の発言にセクハラ的な言葉があり不快に感じたということで学生が相談に来られたので、カウンセラーが学生の心のケアを行った。

上記の取組事例を参考に、学生に対し学内の相談部署の周知、学生からの相談への適切な対応をお願いします。また、都道府県労働局等に設置されている「**総合労働相談コーナー**」に相談することも可能であるため、適宜活用・連携し対応をお願いします。

【厚生労働省HP「総合労働相談コーナー」】<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



学生の就職選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

企業が人材確保に熱心になるあまり、就職活動中の学生に対して、次のような行為を行うことがあります。

- 自社の内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要するなどの職業選択の自由を妨げる行為
- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為

具体的な事例

- ◆ 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆ 内定承諾書（誓約書）などの提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆ 内々定後、懇親会が頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。

大学等の皆様におかれては、学生に対してハラスメント相談窓口の周知、学生から相談があった際には適切な対応をお願いします。
また、学生にも安易に複数社に応募しないといった節度ある就職活動が求められるので、適切な指導をお願いします。



学生の就職・採用活動に関する関連情報

◇就職・採用活動に関する要請について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/index.html



◇新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた配慮に関する要請について

https://www.mext.go.jp/content/20200313-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



◇「新卒者内定取消等特別相談窓口」を新卒応援ハローワークに設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193580_00003.html



◇新卒応援ハローワークにおける被災学生等特別就職相談窓口の設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122602_00005.html



◇全国キャリア教育・就職ガイダンス

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/career/event/guidance/r2.html>



◇経済4団体への大臣要請

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2020/20201027.html



◇新卒者等の採用維持・促進に向けた取組

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/hairyo_yousei.html

学生の就職支援に活用が期待されるリンク集

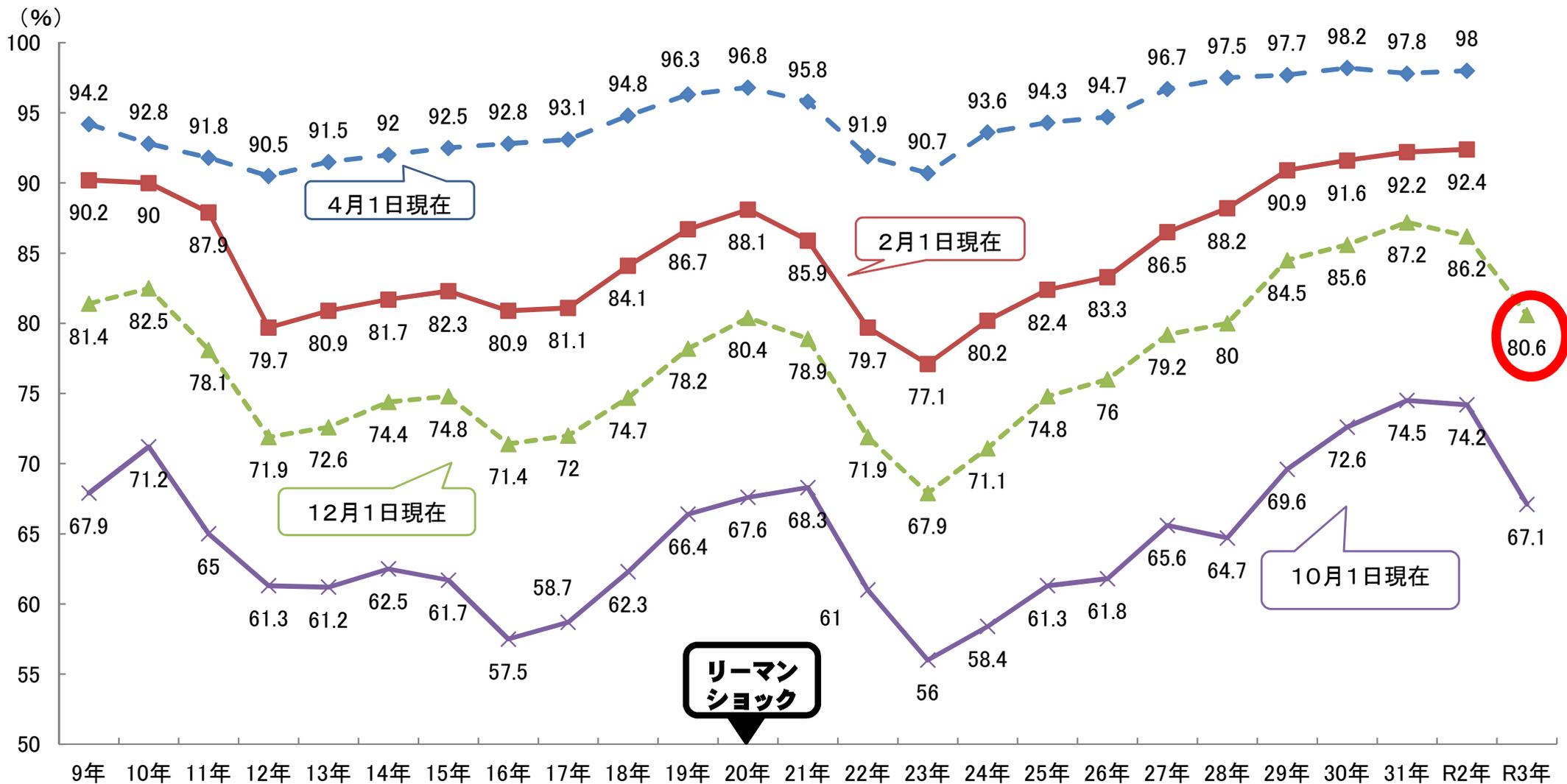
<p>①ハローワークインターネットサービス</p> <p>ハローワークに登録された全国の求人情報や公共職業訓練の検索などができます。</p>  <p>https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html</p>	<p>②ジョブ・カード制度総合サイト</p> <p>自分の強みや将来やりたいことを整理できます。自己PRの作成にも役立ちます。</p>  <p>https://jobcard.mhlw.go.jp/advertisement/download.html</p>	<p>③おしごとアドバイザー</p> <p>就職の素朴な疑問や悩みについて、気軽に電話・メールで相談できる窓口です。</p>  <p>https://oshigoto.mhlw.go.jp/service/</p>
<p>④新卒応援ハローワーク</p> <p>学生や卒業後未就職の方専用のハローワークが全国に56箇所あります。</p>  <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html</p>	<p>⑤学生支援（文部科学省HP）</p> <p>学生生活において想定されるトラブルに対応した情報サイト</p>  <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseis_hien/1269672.htm</p>	<p>⑥LO活プロジェクト</p> <p>「地方就職についてもっと知りたい！」をサポートします。</p>  <p>https://local-syukatsu.mhlw.go.jp/</p>
<p>⑦職業情報提供サイト(日本版O-NET)</p> <p>約500の職業の内容、仕事の特徴、どんな人が向いているかなどがわかります。</p>  <p>https://shigoto.mhlw.go.jp/User</p>	<p>⑧職場情報総合サイトしょくばらぼ</p> <p>興味のある企業の職場情報（平均勤続年数や有休取得率等）が検索できます。</p>  <p>https://shokuba.mhlw.go.jp/</p>	<p>⑨若者雇用促進総合サイト</p> <p>就活に役立つ企業の職場情報やユーザー認定企業等をまとめたサイトです。</p>  <p>https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action</p>

※政府・地方公共団体等で学生の就職に有益な情報がございましたら「文部科学省高等教育局学生・留学生課」までご連絡ください。（連絡先：gakushi@mext.go.jp）

新規卒業（予定）学生の就職（内定）率の推移

令和3年3月卒業予定の大学等(大学、短期大学、高等専門学校)の(令和2年12月1日現在)

- ・ 就職内定率は80.6%……前年同期比5.6ポイントの低下
- ・ 就職希望率は77.9%……前年同期比0.7ポイントの低下



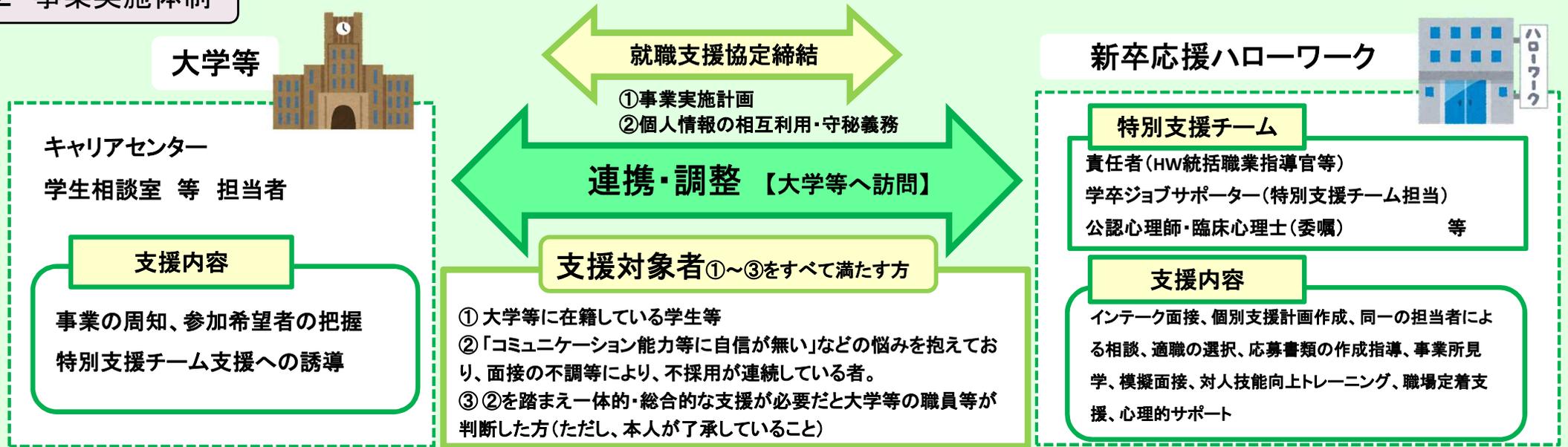
(資料出所)「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」(厚生労働省・文部科学省) (注)就職(内定)率とは、就職希望者に占める就職(内定)者の割合。(各年3月卒)

新卒応援ハローワーク(特別支援チーム)による就職活動に 困難な課題を抱える学生等への就職支援

1 目的

「就職面接で自分のことを理解してもらうのが難しいと感じている」、「コミュニケーション能力等に自信が無い」などの悩みを抱える学生を在学中から効果的・集中的に支援することを目的とする。具体的には、学校等と労働局/ハローワークの連携を強化するために新卒応援ハローワーク内に専門スタッフによる特別支援チームを設置し、支援対象者の早期把握を図るとともに、特別支援チームが大学等に出張し就職支援から定着支援まで一貫した支援を行うこととする。

2 事業実施体制



3 事業の特徴等

- 労働局等と大学等が一体となって支援を講じるために「就職支援協定」を締結
【協定による効果 ⇒ 大学等内における組織的な事業の周知、支援対象者の拡大】
- 実施局の新卒応援ハローワークに、専門の「学卒ジョブサポーター(特別支援チーム担当)」を配置
- 「特別支援チーム」を設置し、支援対象者一人に対して「個別支援計画」を作成し、学卒ジョブサポーターを中心に関係者がチームで支援
- 学生等へ心理的サポートを行うため、公認心理師・臨床心理士等の資格保持者を特別支援チームの構成員として委嘱
- 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施



4 実施労働局

令和2年度:15労働局【北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、福岡】

【 学生のメンタルヘルスケア等】

文部科学省通知における学生相談・メンタルケアに関する記載①

■ 令和2年4月17日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知）

5. その他留意事項について

(1) 学生（留学生を含む）への適切かつ十分な情報提供について

学生への適切かつ十分な情報提供については、引き続き丁寧に御対応いただきますようお願いいたします。

…（中略）…中でも、今年度から新たに入学した学生や渡日が遅れる外国人留学生については、**不安を抱えていることも考えられることから、特に十分な御配慮をいただくようお願いいたします。**

…（中略）…**困難な状況の学生に対し、引き続き、十分な情報提供とともに、きめ細かな相談への対応をお願いします。**

■ 令和2年6月5日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）

6 学生への配慮と支援

(1) 学生への迅速かつ十分な情報提供ときめ細かな相談体制

⑤メンタルヘルス等の相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、不安を抱えている学生等も出てきているところ、**電話やメール等を活用し、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症により、新入生をはじめ学生生活に不安を抱えている学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を行っていただきたいこと。**

■ 令和2年9月15日付 文部科学省高等教育局長通知

大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）

1 授業等の実施に際しての留意事項

(3) 交流機会の設定等の学生生活への配慮

学生のメンタルヘルス等の相談対応については、これまでも万全を期していただくようお願いしているところですが、今般の情勢も踏まえ、**より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新入生をはじめとする学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく御対応いただくようお願いいたします。**

文部科学省通知における学生相談・メンタルケアに関する記載②

■ 令和2年12月18日付 文部科学省高等教育局、総合教育政策局事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）

- (1) 学生等への経済的支援等に関する情報発信及び相談体制の徹底について
…（中略）…このうち、相談体制については、学生等のメンタルヘルス等のケアの観点からも、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

■ 令和2年12月23日付 文部科学省高等教育局長通知 大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）

1. 授業等の教育活動の実施に当たっての留意事項
- 令和2年12月18日付高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について」においても依頼しているとおり、コロナ禍における学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備等を徹底するなど、学生の悩みや不安に寄り添った対応を講じていただきたいこと。

■ 令和3年1月8日付 文部科学省高等教育局長通知 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）

3. 学生等への経済的支援をはじめとする学びの継続の取組について
- 併せて、経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、適切かつきめ細かな対応をお願いします。また、相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。



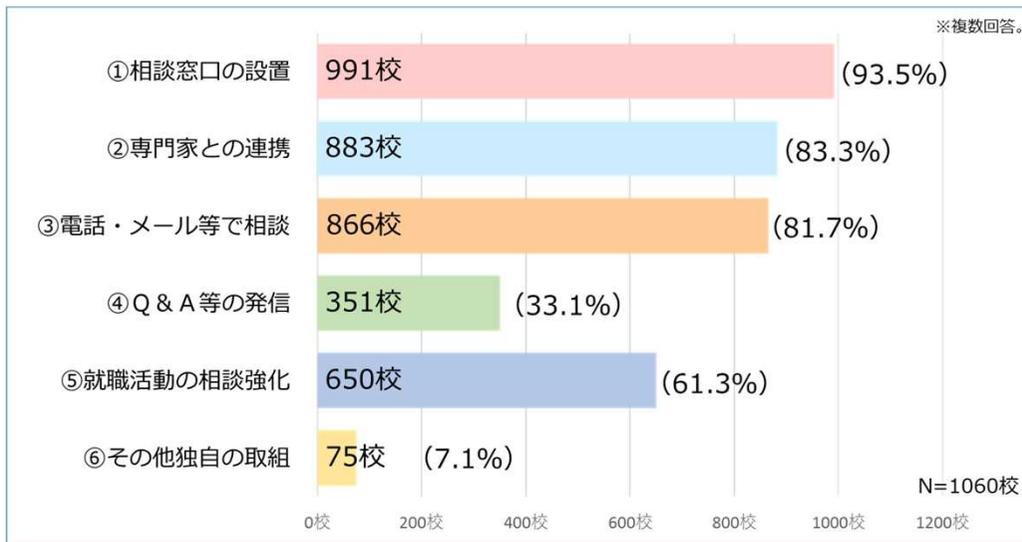
各大学等において、電話やメール等を活用した対面に限らない体制の整備など、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、学内組織（学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等）の連携やカウンセラーや医師等の専門家とも連携し、きめ細かに学生への相談に対応することが重要

コロナ禍における大学等の学生へのメンタルヘルス等のケアについて

- 調査対象：全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日（令和2年9月15日公表）
- 調査趣旨：各大学等の本年度後期等の授業の実施形態等について調査することに併せて、状況を調査。

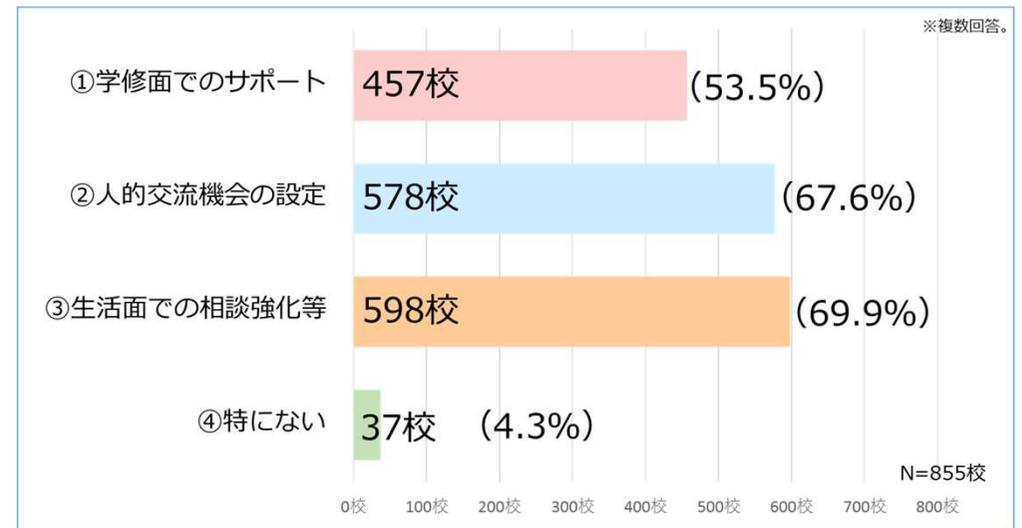
【学生のメンタルヘルス等のケア】

○不安や困難を抱える学生のメンタルヘルス等のケアのため、**約9割の大学等が学生に対応する相談窓口を設置、約8割の大学等が、カウンセラーや医師等の専門家との連携・電話やメール等での相談受付等**を実施している。



【新入生への対応】

○遠隔授業の実施に伴う影響を大きく受ける新入生への対応として、**約7割の学校が、学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会の設定や、生活面での不安を払しょくするための相談体制の強化等**を行っている。



大学等における具体的な取組事例(学生相談・メンタルケア)

➤ 学生同士の交流の促進

- ・ 授業支援SA(スチューデント・アシスタント)による「先輩学生によるなんでもオンライン相談」を実施。
- ・ 学生同士のコミュニケーションを図る機会を提供する、オンライン上でのグループイベントを開催。
- ・ 留学生の日常生活・学校生活の支援を目的とした、留学生と日本人学生のオンライン上での交流の場を設置。

➤ 相談しやすい体制等の整備

- ・ 学生支援担当職員による、専用携帯電話での緊急の学生相談対応体制を整備。
- ・ 外部委託による、電話での24時間メンタルヘルス相談体制を整備。
- ・ 遠隔授業における障害のある学生への情報保障等についての相談対応を実施。

➤ 専門家との連携

- ・ メンタルの不調の早期発見・悪化防止を図るため、メンタルヘルスチェック検査(Web)を導入。結果に応じてカウンセリングや精神科医への相談等を案内。

コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例①

芝浦工業大学

(東京都・私立大学)

聖心女子大学

(東京都・私立大学)

オンライン授業の質向上のため、教職学協働で努力

教職学協働でオンライン授業を設計し継続的に改善

- ・コロナ禍での遠隔授業への備えとして、**オンライン授業の質の向上**を図るため13回の研究会を実施し、継続中。
- ・教職員のみでなく、**学生とも協働**し、学生の声も取り入れながら、質の高い学修機会の確保のために継続的改善。

オンラインでの反転授業の実施例



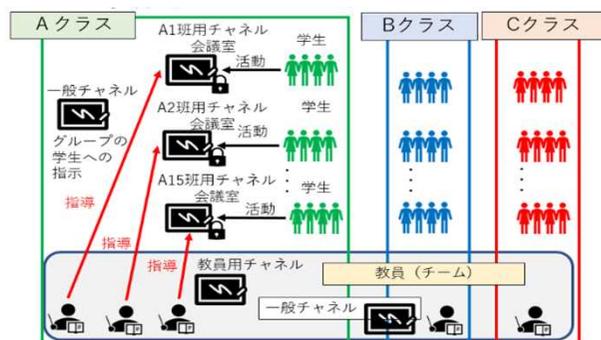
【教職協働での研究会でのテーマの例】

- ✓反転授業の実施方法
- ✓遠隔授業での学修成果の評価の方法
- ✓オンラインでのPBL(プロジェクト型学習)や研究室の運営方法
- ✓障がいをもった学生への合理的配慮 等

オンラインでの大規模PBLを実施

- ・3つの大教室、46班のディスカッション用の小部屋、教員の協働作業用の仕組みを全てクラウド上に構築して、**15人の教員と500名の学生によるオンラインPBL(問題解決型)の授業**を準備、実施、プレゼンテーション、成績評価の全てをオンラインで実施。

オンラインでの大規模PBL実施例(500名履修)



※その他の取組について：<http://edudvp.shibaura-it.ac.jp/newsletter-12-2/>

「ひとりも取り残さない」学生に寄り添う対応

学長メッセージに込められた新入生への配慮

「11月6日(金)からは、これまで**キャンパスに来る機会が少なかった1年次生**にも、ごく一部ではありますが、**キャンパスにて学習できる授業を用意**できることになりました。もちろん、従来通り、オンラインでの受講も可能です。成績評価に有利、不利はありませんので、それぞれの環境に合わせ、各自の判断で受講の形式を選ぶことができます。今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、「**ひとりも取り残さない**」未来に向け、歩み出したいと念じております。」

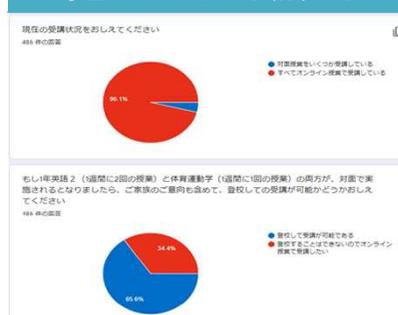
授業形態は、学生の声を聴いて

- ・1年次生にアンケート調査を実施したところ、**約3分の2の学生から授業を対面形式でも受けられるようにして欲しい**との意見が寄せられた。
- ・一方、約3分の1の学生からは登校に対する不安などから、**オンライン授業継続の意見が寄せられたことにも十分な配慮が必要**と考えられた。そこで、双方のニーズに対応する授業運営を行っている。

ひとりひとりの悩み、大学がしっかり受け止めます

- ・4月以来、2000件以上のオンライン相談が寄せられ、そのひとつひとつに丁寧に回答。**ひとりの学生も取り残さない**対応。

学生へのアンケート結果より



面接と遠隔の併用授業



※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。

コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例②

明治大学

(東京都・私立大学)

コロナ禍でも「つながる」取り組み

ご父母も大学の一員として

- ・国内47都道府県および海外4カ国地域で組織される父母会の皆さまと心を通わせていたい。現地での懇談会がかなわない中、「**父母Zoom懇談会**」「**就職講演会**」「**オンライン父母交流会**」など半年間で**30回以上**のオンラインイベントを実施した。
- ・学生・教職員が一体となって取り組む感染防止策や大学の現状を、画面越しながら、**学長自ら**が丁寧に説明を繰り返す。ご父母の皆さまに、大学が取り組む行動指針を踏まえ、安全・安心・健康な**デジタルで「つながる」父母会活動**に尽力してもらっている。

自宅からでも多様な相談

- ・多様な不安を抱える学生のために、オンラインによる相談体制を学生相談室やレインボーサポートセンターが構築。**心身の健康や交流のためのオンラインイベント**を半年間で**約40回**開催。HPから**メッセージ動画**等の情報発信。教員、カウンセラー、精神科医などが最大限サポート。

就職相談は、オンラインで何度も何度も

- ・就職支援として、5月から、1対1の**学生との個別相談**をオンラインで実施。**8,200件**にもおよぶ。(12/8時点)
- ・エントリーシートの添削、模擬面接など、就職活動に関わる相談であれば何でも受け付けている。
- ・週に1回、就職活動のポイント解説や、チャットで寄せられた参加者の質問に相談員が答える、**オンライングループ相談会**を実施。
1回あたり最大500名が参加可能。



山梨県立大学

(山梨県・公立大学)

学生に寄り添い、不安や疑問を解消する取組

1年生を対象としたオンライン座談会の開催

- ・大学生活を経験したことのない1年生を対象に、**悩みを共有する場、横のつながりを作る場**として大学主催でオンライン座談会を開催。
- ・授業や履修のことだけにとどまらず、大学生活全体やアルバイト、サークル活動について**不安や疑問を質問し合い、解消していく学生たちの姿**が印象的。
- ・今回の実施を踏まえ、**継続した取り組み**として学内の臨床心理士と協力し、**テーマ別イベントを1月から実施**する予定(県大ほっとカフェ)。
- ・県大ほっとカフェでは、**すべての学生を対象**として、大学からの情報発信や**学部・学年の枠を超えた交流**ができるよう、上級生との交流やゲームなど、**参加した学生の要望を踏まえて、ともに作り上げていくイベント**とする。



※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。

コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例③

国士舘大学

(東京都・私立大学)

学生目線で多様なニーズに対応

多様なニーズへ対応できる、授業の質的向上を追求

- ・教育能力向上をテーマとしたシンポジウムを、定期的にオンラインで開催し、各回、教職員が約160名以上参加。学生や保護者の方々から寄せられた日々の問合せを分析し、多様なニーズに対応できる授業の在り方を追求している。
- ・学部毎の取組みとして、学生へのサポートとして上級生による相談窓口やツイッターの開設、オンライン交流イベントの開催などを行い、学生間の交流に努めた事例などが報告され、教育の質の担保だけでなく学生に寄り添い不安を解消する取組が学内共有された。

学生の声を受け止め寄り添う総合相談窓口の開設

- ・学修、学生生活、人間関係、進路など多岐にわたる相談を受け付ける「総合相談窓口」を開設 (Web化)
- ・相談内容に応じて、面談対応部署や配慮内容を加味して、適切な面談対応者をマッチング。
- ・「総合相談窓口」とすることで、従来どこに相談していいかわからず相談に至らなかった潜在的な学生のニーズを発掘し受け止める。
- ・相談内容や対応方法を蓄積することで、より一人ひとりの学生に寄り添った支援の対応検討につなげている。

「1年生交流会」の実施

- ・感染防止対策を徹底したうえで、学部毎に6日間の「1年生交流会」を各キャンパスで実施。学生同士で連絡先を交換したり、レクリエーションを通じて交流を深めたりと、学生調査で課題として見えた「横のつながり」を構築する機会となった。参加した学生からは「学内の施設や研究室を実際に見たことで入学した実感がわいた」との声があがった。



「1年生交流会」の様子

東京工業大学

(東京都・国立大学)

「チーム東工大」による教育・学生支援

感染防止策を講じた実験科目の実施

- ・前学期に登校できなかった1年生のために夏学期間に実験科目を実施した。アルコール消毒、マスク着用、換気した部屋で2m距離をとり、1人で実験した。実験の授業をすることで、理工系の大学生らしい実感を味わえる機会を作った。



教職員によるWelcomeチームで新入生支援

- ・4月1日に教職員による新入生Welcomeチームを開設。Zoomによる新入生オリエンテーション (98.5%参加)、メール相談受付 (7月中旬まで約2600件) を実施。5月に実施したアンケートでは、66%の新入生が東工大の一員と感じるようになったと回答。その後もチームメンバーの学修コンシェルジュ (困りごとの解決支援) が、9月にオンキャンパスクイズラリーを実施するなど学生が大学とつながる機会を作っている。

浜松医科大学

(静岡県・国立大学)

感染対策を講じながら実習等を例年通り実施

学長・理事が注意喚起し、臨床実習を例年通り実施

- ・ソーシャルディスタンスの確保、十分な換気など、三密を回避した上で体育館に該当学生を集め、学長・理事から臨床実習にあたり、感染対策等について医療人としての心構えを徹底した。全学生の発熱や体調不良を届け出させ、保健管理センター、感染対策室、学務課をはじめとする教育関係者で毎日情報共有し、個別に学生対応すると共に、感染者の早期発見に努めている。現在のところ関係教職員等の協力を得て、臨床実習を例年通りに実施している。



※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。

コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例④

宇都宮大学

(栃木県・国立大学)

関西大学

(大阪府・私立大学)

学長自らが学生や保護者に熱意・誠意を持って説明

学長・副学長等による各地域での学生・保護者ガイダンスの実施

- 東北・関東・中部15県を対象に、**学長・理事等が各地域を回って、学生・保護者に新型コロナウイルス感染症への対策や対面授業の方針等を説明**した上で、個別面談を実施した。大学との繋がりを実感し、不安が解消されたとの感想が多く聞かれた。

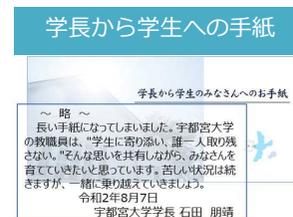


全新生へ対面でのエール発信

- 対面授業に学長が出向き、全ての学部で新生にエールを送った。

学長の手紙を公式HPに掲載、全学生の保護者に郵送

- 学長からの手紙や動画をホームページで配信し、学生に授業や学生支援の説明を行うとともに、**全保護者に資料を郵送し大学の状況を説明**。



前期成績表の手渡し交付、奨学金の手渡し給付

- 前期の成績表は、**学生のケアを考慮し、来学可能な学生に対し指導教員から対面での修学指導のもと配布**した。
- 学長自らが先頭に立ち、本学独自の奨学金を学生に手渡してエールを送った。

学生ピアサポーター制度の実施

- 上級生が1年生数人のグループとオンラインおしゃべりサロンを行う学生ピアサポーター制度を実施。



課外活動再開に向けた意見交換

- 活動再開を望む課外活動団体代表者と学長が意見交換を実施**。学生の声に耳を傾けるとともに、大学の方針を丁寧に説明し理解を求めた。感染防止策を徹底したうえで、一部団体の条件付き活動再開を容認。

大規模校ながら、議論を重ねて対面授業を拡大

戸惑う学生・教職員に徹底支援

- 教育開発支援センターにて、4月1日～7月3日までの間、約50回にわたり、オンライン授業に対応するための教員向け相談会・学生向け講座を開催（延べ参加者数約2,000人）。
- 退学者を1人も出さないために**継続的な修学支援**を4月から展開。8月には第2弾支援として夢や目標に向け、真摯に取り組む学生を支援する“関大生未来支援プロジェクト”を展開。
- 新たな学生生活に不安を抱える新生生に対して先輩学生が「なんでもオンライン相談」を通じて、新生生の悩みを解決。

学内の対策本部会議を中心に徹底議論

- 4月20日から春学期授業（オンライン）を開始。
- 緊急事態宣言解除後からは、**対面授業の再開**を学長がいち早く提案し、学内の対策本部会議を中心に粘り強く議論。
- 春学期に実施したオンライン授業の現状と課題を把握すべく、7月に全学生へのアンケート調査を実施。
- 8月上旬には秋学期授業を原則として対面授業とする基本方針を決定。その結果、**秋学期は8割以上の授業科目を対面で実施**。
- 教室は、履修者数に基づいて、原則として収容定員の2分の1未満で配当。
- 学内には遠隔授業の受講や充電可能な自習室を確保。
- 対面授業を受講できない学生には申請に基づき、オンデマンド受講等の配慮。



※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。

コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例⑤

東北大学

(宮城県・国立大学)

新生の不安や悩みに寄り添ったきめ細かな対応

感染防止策を講じたオリエンテーションや始業式

- ・ 後期開始前に1年生オリエンテーションを実施し、学生間の親睦を深めるため、1年生自己紹介及び先輩学生も交えたアイスブレイクを実施。また、3密を避けながら体育館で後期始業式を実施し、学生が大学の行事に参加する機会を確保。



学生一人ひとりへのきめ細かな相談対応

- ・ 全学生にアドバイザー教員を配置するとともに、学生ピアサポーター制度（在学生在がピアサポーターとして新生にきめ細かなアドバイスを行う制度）を創設し、全ての新生に先輩学生から修学指導を行っている。

大阪大学

(大阪府・国立大学)

新生歓迎イベントを開催し、総長が語りかけ

新生交流会の実施

- ・ 入学以降、ほとんどキャンパスに来る機会がない学部新生らの不安や孤独感を解消し、キャンパスの雰囲気を感じてもらうための取組として、新生交流会（ウエルカム！阪大）を実施。
- ・ 交流会は、6月中～下旬にかけて10回実施。約1,000名の学生が参加し、西尾総長と学生の懇談や、大阪大学の紹介、新生同士の交流会等が開催された。参加した学生からは「ようやく阪大生になれた」との感想があった。



交流会の様子

大阪府立大学

(大阪府・公立大学)

コロナ禍における学修継続のための支援

感染対策を講じた上での図書館運営

- ・ 学生からのニーズの高かった大学図書館について、入館時に利用者の健康状況のチェック、マスク着用、手指消毒等の協力を呼び掛け、館内の3密を避けるため、座席数を減らす等の感染対策を講じた上で開館。
- ・ また、非来館型サービスとして、貸出図書や複写資料の郵送サービス、オンラインレファレンス等も実施。



大学図書館の様子

山口県立大学

(山口県・公立大学)

チューター制度等による相談体制の構築

チューター制度の活用による学生支援

- ・ 各学科にチューター制度を設置しており、小規模大学の良さを生かしたきめ細かい学生支援を実施。学内連携により、学生一人ひとりに寄り添った相談体制を構築。

学内連携による支援

- ・ キャリアサポートセンターでは電話相談や遠隔プログラムを提供。
- ・ 健康サポートセンターでは、全学生対象の健康調査を実施し、要支援学生への積極的な支援を展開するなど、健康チェックや健康相談、メンタル相談事業等を強化。



※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。

学校以外の相談窓口について

➤ みんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）

相談窓口の情報の掲載をはじめ、こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイトを開設
(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)

➤ 若者を支えるメンタルヘルスサイト（厚生労働省）

こころの不調や病気についての情報、相談窓口の情報等を掲載したウェブサイトを開設
(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>)

➤ 新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する自治体相談窓口一覧

都道府県や政令指定都市に設置されている精神保健福祉センター等において、新型コロナウイルス感染症に起因する心のケアに関する相談対応を実施
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12255.html)

➤ いのち支える相談窓口一覧（自殺総合対策推進センター）

都道府県や政令指定都市別の相談窓口の情報を掲載
(<https://jssc.ncnp.go.jp/soudan.php>)

<例> 東京都の相談窓口等 (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/tokyokaigi/madoguti/index.html>)

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報の掲載
- ・東京都の自殺相談窓口の設置

(東京都自殺相談ダイヤル、LINE相談、こころといのちの相談・支援に関するネットワーク機関の紹介 等)

【 障 害 学 生 支 援 】

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。〔第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm〕

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

障害者基本計画(第4次(H30～R4))

平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➤ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

障害者基本計画(第4次(H30～R4))

障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	85.3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	68.0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59.5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95.2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	46.8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50.8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	21.1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	20.1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	84.2%	おおむね100%

(独) 日本学生支援機構による取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ・調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ・障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ・令和元年度 全2回 計287名参加（初めてオンライン配信し、外55名が視聴）

3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ・発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ・令和元年度 全3回 計556名参加

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ・令和元年度 基礎編－計283名参加 応用編－63名参加

5. ハンドブックや事例集などの作成

(1) 合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）

(2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド

障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）

(3) 障害のある学生への支援・配慮事例

大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）

(4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集

障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。

毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。

平成30年度に発生した事例は令和元年度に計65件公表。

「こんなときどうする？ 障害学生支援部署の役割」（ウェブコラム）の連載（令和元年度作成・公表）



【 在 学 中 の 学 生 支 援 一 般 】

学生支援を取り巻く様々な状況

高等教育を取り巻く状況の変化とともに、学生を取り巻く環境も大きく変化しています。

各大学等におかれては、このような変化に伴う学生生活におけるリスク等に対応いただいているところですが、学生が安心して学生生活を送るため、特に以下に示す観点については、**学生関係担当者のみならず、各大学が連携や情報共有等を図りながら取組を進めていただきたく、教職員の向上をはじめ適切な対応が図られるようお願いいたします。**また、**学生生活に不安を抱えている学生等がより相談しやすい体制を構築するとともに、きめ細かな対応を行っていただきますようお願いいたします。**

➤ 消費者教育の推進

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、**消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。**入学手続きの際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、**入学時のガイダンス等における啓発の徹底。**消費者庁作成の消費者教育教材『**社会への扉**』の活用、消費者ホットライン『**188**』（いやや！）の周知。

➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、**労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。**厚労省作成『**知って役立つ労働法**』『**これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A**』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

学生支援を取り巻く様々な状況

➤ 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における**徹底した取組（リスクの啓発、アルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）**が不可欠。

➤ 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて**薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実**が必要。

➤ 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう状況が発生。リーフレット「AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、**被害学生への心のケアや関係機関への適切なつながり**等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

学生支援を取り巻く様々な状況

➤ 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約300～400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。**学生の心の相談体制強化**が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

➤ 多様な性の在り方についての理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。**まずは教職員の理解の増進**。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、**JASSOで「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」**を作成。こちらを参照。

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、**人権教育や差別解消のための教育や啓発**について規定。このほか、例えば**薬害被害**で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。

➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、なるべく早い段階、例えば、入学時のガイダンス等で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、2020年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

<参考> ★消費者庁作成の消費者教育教材

『社会への扉』



(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

★全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」188

いやや!

○ 消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 70.3% 学内広報物による周知
- ✓ 61.9% ガイダンス
- ✓ 18.7% ホームページに掲載
- ✓ 12.0% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)
／日本学生支援機構)

消費生活センターについて

- 地方公共団体が運営する**消費者のための相談、あっせん業務**を行う機関。
- 全国855ヶ所にセンターを設置(平成30年4月1日)。

※都道府県は必置、市区町村は努力義務(全国1104市区町村で設置(広域連携含む))

消費生活センターの役割

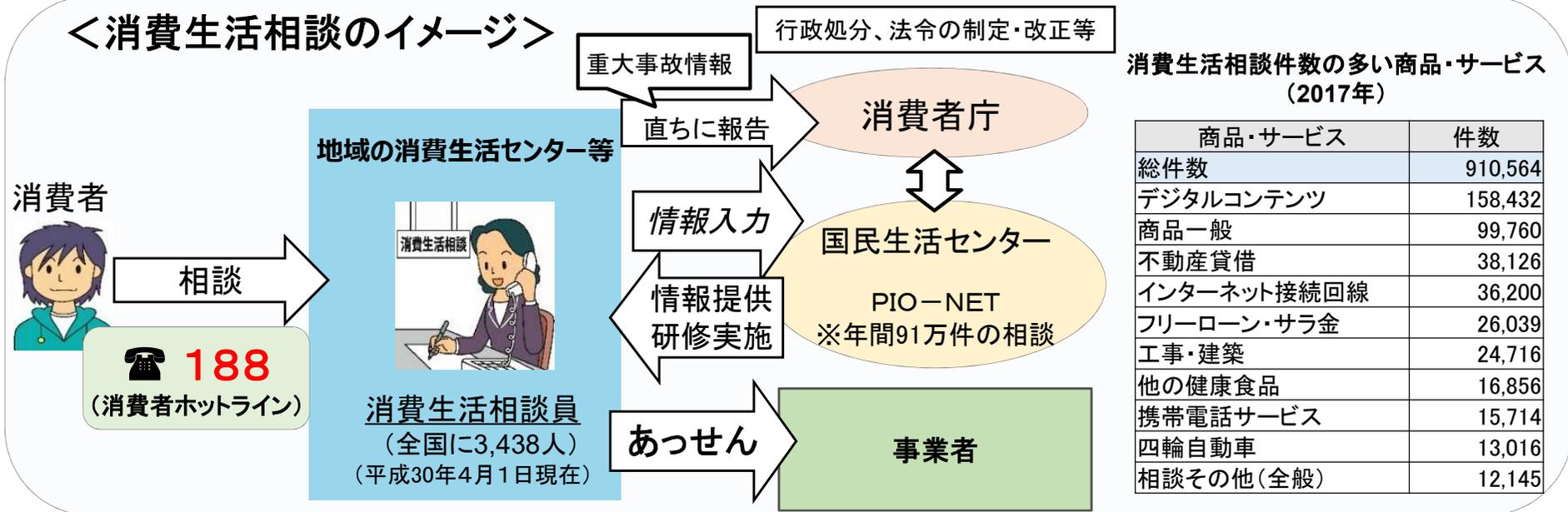
- 消費者から寄せられる**悪質商法による被害**や**商品事故の苦情**などの消費生活相談に対し、**問題解決のための助言・あっせん**。
- **消費者教育の拠点**として、消費者に対する普及啓発を実施等

消費生活センターの要件

- ① **消費生活相談員**(注1)を配置していること。
- ② 電子情報処理組織(**PIO-NET**(注2)等)を備えていること。
- ③ **週4日以上**消費生活相談・あっせんを行っていること。

大学等からの**消費者教育**に関する**講師依頼**なども**受付!**(URL:<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)

<消費生活相談のイメージ>



(注1) 国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者

(注2) 全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシステム

➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の86.1%がアルバイトに従事。(平成30年度学生生活調査/日本学生支援機構)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。



- 学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。

<参考> ★厚労省作成ハンドブック

『知って役立つ労働法』

『これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A』



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>)

➤ 飲酒事故防止

- ・例年、未成年を含む学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。

● 各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等)が不可欠。

<参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画(平成28年5月)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・アルコール健康障害対策(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

- ・e-ヘルスネット(厚生労働省)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

○ 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 76.7% 学内広報物による周知
- ✓ 75.2% ガイダンス
- ✓ 22.4% ホームページに掲載
- ✓ 10.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)
／日本学生支援機構)

➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能。
- ・大麻事犯で検挙される大学生が年々増加。

【大麻事犯検挙人員の推移】

	H27	H28	H29	H30	R元
検挙人員	2,101人	2,536人	3,008人	3,578人	4,321人
うち大学生	31人	40人	55人	100人	132人

(出典: 令和元年における組織犯罪の情勢(警察庁))

- 啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

<参考>

- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月)

★文科省・厚労省・警察庁・内閣府作成の大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料『薬物のない学生生活のために』



【内容】

- (1) 大麻や危険ドラッグ等の薬物の写真及び危険性・有害性
- (2) 薬物は人生をこわす！
- (3) 大麻や危険ドラッグを誤解していませんか？
- (4) 薬物は社会をこわす！
- (5) 薬物乱用のQ&A

○ 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 77.7% 学内広報物による周知
- ✓ 71.1% ガイダンス
- ✓ 21.9% ホームページに掲載
- ✓ 15.0% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査 (令和元年度) / 日本学生支援機構)

➤ 自殺対策

- ・令和元年の我が国の自殺者は年間2万人超。うち、学生・生徒等は888人。
- ・20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺。
- ・月別の自殺者数の推移では「3月」が最も多く、「12月」が最も少ない

(出典: 令和2年版自殺対策白書／厚生労働省)

- 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

<参考>

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(2) 学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る

○メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 68.4% 学内広報物による周知
- ✓ 72.3% ガイダンス
- ✓ 36.1% ホームページに掲載
- ✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)／日本学生支援機構)

【学外の相談窓口】

○電話相談窓口(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu_kushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_tel.html



○SNS相談窓口(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu_kushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html



【学生の自殺防止のためのガイドライン(日本学生相談学会)】

<https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf>



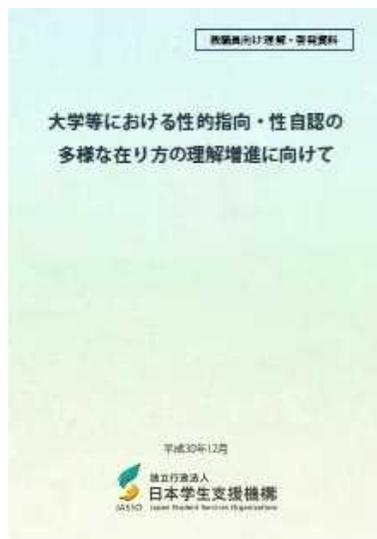
▶ 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identify) の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- ・国内のLGBT層に該当する人の比率は8.9%。 (出典: 電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」)

- 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
- 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援の促進に向けて、まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料を作成。

<参考>

- ・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月) / 日本学生支援機構



【内容】

1. はじめに
2. 多様な性的指向・性自認
3. 大学等における理解の現状
4. 大学等に求められる対応
 - 大学等における対応の例
 - 検討・実行組織における対応
 - 相談窓口等における対応
 - 個々の教員・担当者等における対応
 - 大学等における配慮の具体例
 - 相談等を受けるに当たっての留意点
5. 関連用語
6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで大学等に求められる対応に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、必要となる支援等について記載した内容となっている

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。

- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

<参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット → 相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の
手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP)
<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

○ ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 72.8% 学内広報物による周知
- ✓ 65.7% ガイダンス
- ✓ 38.1% ホームページに掲載
- ✓ 14.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / 日本学生支援機構)

○ ハラスメント等防止のための取組状況

- ✓ 99.3% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
- ✓ 58.1% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
- ✓ 41.4% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置

(出典:平成30年度大学における教育内容等の改革状況について / 文部科学省)

人権教育・啓発、差別の解消の推進等について

人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取り組みをお願いいたします。

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12. 12. 6法律第147号）
- 人権教育・啓発に関する基本計画（H23. 4. 1閣議決定（変更））（抜粋）
（中略）高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」（28生社教第1号H28. 6. 20付通知）
（中略）特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。
本法を踏まえた適切な対応についてご留意願います。
（教育の充実等）
第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（28生社教第15号H29. 2. 6付通知）（抜粋）
（中略）特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。
（教育及び啓発）
第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

薬害被害について

- 薬害被害が起きた歴史的背景や、今でも薬害被害で苦しまれる方々がいらっしゃることについては、厳粛かつ謙虚に受け止めなければならない。
- 在校生に対して ⇒ 二度とこうした被害や、被害に苦しむ方々が増えないようにするためにも、あらゆる教育の場面の中で、学生に対し事実を正確に伝え、教えていくことが必要。
- 教職員に対して ⇒ 例えば、子宮頸がんワクチンの接種に関連したと思われる症状など、様々な理由から健康状態を害している学生への大学側の理解不足が、教職員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにする必要。
- 薬害で苦しむ学生に対して ⇒ 学生との建設的対話に基づき適切な配慮について検討していく必要。
（真摯に話を聞いて適切な解決策を検討する必要。）



➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。

- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

<参考>

- ・『いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題についての報告書』
(平成29年3月／内閣府・女性に対する暴力に関する専門調査会)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・若年層を対象とした性的な暴力の啓発(内閣府)
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
- ・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

○ 性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓発のための取組 状況

- ✓ 41.8% 学内広報物による周知
- ✓ 30.4% ガイダンス
- ✓ 6.9% ホームページに掲載
- ✓ 9.5% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査
(令和元年度)／日本学生支援機構)

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対応を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対応

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- ① 「性犯罪に関する刑事法検討会」（6月4日に第1回開催）において、幅広く意見を聴きながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。
- ② 児童や障害のある被害者からの聴取を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について、更に検討し、適切に対処
- ③ 検察官等に対し、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者心理や、障害のある被害者の特性や対応につき、研修を実施

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- ④ 刑事施設及び保護観察所における認知行動療法を活かした専門的プログラムの拡充を検討
- ⑤ 必要な体制ができた地方公共団体に対し、出所者に関する情報を含めた必要な情報提供ができることを明示
- ⑥ 仮釈放中の性犯罪者等へのG P S機器の装着等について、諸外国の法制度等を把握した上で検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- ⑦ 性犯罪に関する被害の届出がなされた場合の即時受理の徹底
- ⑧ 捜査段階における二次的被害の防止（女性警察官の配置促進、警察官等に対する研修の充実）
- ⑨ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（# 8 1 0 3）の周知
- ⑩ 緊急避妊等に要する費用や診療料・カウンセリング料の公費負担制度の適切な運用

- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ⑪ 全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ⑫ ワンストップ支援センターの広報周知、学校を通じた中高生への周知、地域の関係機関への周知
 - ⑬ S N S相談の通年実施の検討
 - ⑭ メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用等の推進
 - ⑮ 夜間休日コールセンターの設置検討、緊急時の都道府県の支援体制と連携
 - ⑯ 都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設の検討を進め、施策を講じる。

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- 地域における被害者支援の中核的組織として、ワンストップ支援センターの体制充実や連携強化
 - ⑰ 病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携
 - ⑱ 都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所等地域の関係機関との連携強化。そのために、国レベルで検討の場を置き、令和2年度内に一定の結論を得て推進。
 - ⑲ センターにおいて、地域の関係機関間連携を強化するコーディネーターの配置、常勤化及び事務職員の配置によるセンターの体制強化
 - ⑳ 相談員、行政職員、医療関係者、センター長やコーディネーターに対する研修の実施。基礎知識に関するオンライン研修教材の開発・提供
- ㉠ 中長期的な支援（トラウマに対応できる医師等専門職育成や、福祉部局等との連携、婦人保護施設における性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援）
- ㉡ ワンストップ支援センターにおける医療費負担の軽減（都道府県外での被害への支援の扱いの整理）、監護者の精神的ケアも含めた検討等
- ㉢ 障害者や男性等の多様な被害者に対応できるよう、関係機関が協力して、ワンストップ支援センターにおける支援実態等の調査研究、研修の実施
- ㉣ 婦人保護事業の新たな法的枠組み等の検討の加速、地域連携強化による性犯罪・性暴力被害者支援の拡充、行政・民間団体の連携・協働による若年女性支援（夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援、居場所確保、自立支援等）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- ②⑤ 生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
 - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
 - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
 - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
 - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
 - 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- ②⑥ 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- ②⑦ 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- ②⑧ 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防（2）

- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分 ※保育士への同様の対応を検討
 - ② 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
 - ③ 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討
 - ④ 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成が大切。令和2年の「女性に対する暴力なくす運動」（11/12-25）において、「性暴力」をテーマとして、広報啓発を実施。
 - ⑤ 令和3年から、毎年4月を、若年層の性暴力被害予防のための月間とし、啓発を徹底。（AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発。）
 - ⑥ 保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等の啓発時の性被害防止についての啓発
 - ⑦ SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

方針の確実な実行

- 本年7月を目途に、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成。
- 毎年4月を目途に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施。
- ⑧ 性暴力の実態把握（若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、障害者の性暴力被害の実態把握のための取組の検討）

ギャンブル等依存症について

■ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

■ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、平成30年10月、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)が施行。

■法第14条では、国及び地方公共団体は、知識の普及等のために必要な施策を講ずるものとされており、また、同法附帯決議には、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこととされている。

■法第12条では、政府に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定を義務付け、内閣官房長官を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置し、有識者等の意見を聴き基本計画を作成することとされている。

【平成30年11月作成】
(作成取りまとめ:消費審庁) 内閣官房 ひと、くらし、みらいのために 消費者庁 厚生労働省 金融庁 Financial Services Agency

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を
 ～ギャンブル等は「適度」にたしなみましよう～
 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。

★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまふ可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をする事は禁止されています。

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

◆ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。

◆借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ...

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】 [消費者庁](#) [ギャンブル等依存症](#) [検索](#)

(消費者庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

＜消費者庁作成:消費者庁HPからダウンロード可能＞



各大学等においても、学生含む構成員へのギャンブル等依存症についての啓発が必要不可欠

